



発行 東京都

目次

13

条 例

- 東京都産業労働局関係手数料条例の一部を改正する条例……………（産業労働局）…三
- 東京都立皮革技術センター条例の一部を改正する条例……………（同）…三
- 東京都海上公園条例の一部を改正する条例……………（港湾局）…四
- 高圧ガス保安法関係手数料条例の一部を改正する条例……………（環境局）…五
- 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例……………（同）…五
- 電気工事士法関係手数料条例の一部を改正する条例……………（同）…五
- 東京都河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例……………（建設局）…五
- 東京都霊園条例の一部を改正する条例……………（同）…六
- 東京都葬儀所条例の一部を改正する条例……………（同）…六
- 警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例……………（東京都公安委員会）…六
- 東京都消防庁職員定数条例の一部を改正する条例……………（東京都消防庁）…七
- 特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…七
- 警視庁関係手数料条例の一部を改正する条例……………（東京都公安委員会）…七
- 東京都議会委員会条例の一部を改正する条例……………（議政局）…一〇

条例のあらまし

●東京都産業労働局関係手数料条例の一部を改正する条例（条例第五〇号）

一家畜伝染病予防法（昭和二六年法律第一六六号）第三条の二第一項の規定に基づく豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部改正を踏まえ、豚熱予防液の交付手数料を設けるほか、手数料の額を改定します。

- （例）豚熱予防液の交付手数料 一頭につき 九〇円
- 二 この条例は、令和四年四月一日から施行します。

●東京都立皮革技術センター条例の一部を改正する条例（条例第五一号）

一 使用料の上限額を改定します。

開放指導用機械等 一件一時間につき

二、四〇〇円 ↓ 二、〇八〇円

- 二 この条例は、令和四年四月一日から施行します。

●東京都海上公園条例の一部を改正する条例（条例第五二号）

一 利用料金制の対象を拡大するとともに、東京都立有明親水海浜公園及び東京都立晴海緑道公園を新設するほか、所要の改正を行います。

- 二 この条例は、令和五年四月一日ほかから施行します。

●高圧ガス保安法関係手数料条例の一部を改正する条例（条例第五三号）

一 手数料の額を改定します。

（例）高圧ガス製造保安責任者試験手数料

乙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験

九、三〇〇円 ↓ 一一、六〇〇円

二 この条例は、令和四年四月一日から施行します。

●液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例(条例第五四号)

一 手数料の額を改定します。

(例) 保安確保機器認定申請手数料

当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が一万戸以上の場合

一 一〇、〇〇〇円 ↓ 九八、〇〇〇円

二 この条例は、令和四年四月一日から施行します。

●電気工事士法関係手数料条例の一部を改正する条例(条例第五五号)

一 電気工事士免状書換手数料の額を改定します。

二、一〇〇円 ↓ 二、七〇〇円

二 この条例は、令和四年四月一日から施行します。

●東京都河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例(条例第五六号)

一 占用料等の額を改定します。

(例) 流水占用料

工業用その他 一年につき

六、二八八円×使用水量(リットル毎秒)

↓ 六、三三八円×使用水量(リットル毎秒)

二 この条例は、令和四年四月一日から施行します。

●東京都霊園条例の一部を改正する条例(条例第五七号)

一 使用料等の上限額及び手数料を改定します。

(例) 青山霊園の一般埋蔵施設使用料

一平方メートルにつき

二、八三九、〇〇〇円 ↓ 二、八九三、〇〇〇円

●東京都葬儀所条例の一部を改正する条例(条例第五八号)

一 使用料の上限額を改定します。

(例) 瑞江葬儀所の柩(ひつぎ) 保管料

一 柩(きゅう) 二四時間以内につき(都の区域内に住所を有する者) 八、一四〇円 ↓ 八、二一〇円

二 この条例は、令和四年四月一日から施行します。

●警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例(条例第五九号)

一 特殊勤務手当の支給要件、支給額及び支給期限を改めます。

二 この条例は、令和四年四月一日ほかから施行します。

●東京消防庁職員定数条例の一部を改正する条例(条例第六〇号)

一 消防職員の定数を改めます。

区分	改正後(人)	改正前(人)	増(△)減
消防吏員	一八、二三三	一八、二三八	△五
消防吏員以外の消防職員	四二二	四二三	△一
合計	一八、六五五	一八、六六一	△六

二 この条例は、令和四年四月一日から施行します。

●特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例(条例第六一号)

一 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律(令和二年法律第四〇号)の施行による株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する

る法律（昭和二十九年法律第九一号）の改正に伴い、規定を整備します。
二 この条例は、令和四年四月一日から施行します。

●警視庁関係手数料条例の一部を改正する条例（条例第六二号）

一 手数料の額を改定するとともに、道路交通法の一部を改正する法律（令和二年法律第四二号）等の施行に伴い、運転技能検査等に係る手数料の規定を設けるほか、規定を整備します。

（例）運転技能検査手数料（新設） 三、五五〇円

二 この条例は、令和四年五月一三日ほかから施行します。

●東京都議会委員会条例の一部を改正する条例（条例第六三号）

一 東京都組織条例の一部を改正する条例（令和四年東京都条例第一号）の施行に伴い、常任委員会の所管を改めます。

二 この条例は、令和四年四月一日から施行します。

条 例

東京都産業労働局関係手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第五十号

東京都産業労働局関係手数料条例の一部を改正する条例

東京都産業労働局関係手数料条例（平成十二年東京都条例第八十八号）の一部を次のように改正する。

別表十二の項中ニをホとし、ハをニとし、ロをハとし、同項イ中

一頭につき 二百四十円	一頭につき 九百十円
一頭につき 二百四十円	一頭につき 千四百円
一頭につき 二百四十円	一頭につき 二百四十円

に改め、同項中イをロとし、同項にイとして次の

ように加える。

イ 家畜伝染病予防法第三条の二 第一項の規定に基づく豚熱に關 する特定家畜伝染病防疫指針に 定める知事認定獣医師による豚 熱予防注射に係る豚熱予防液の 交付	豚熱予防液の交付手数	一頭につき 九十円	交付申 請のと き。
---	------------	--------------	------------------

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

東京都立皮革技術センター条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第五十一号

東京都立皮革技術センター条例の一部を改正する条例

東京都立皮革技術センター条例（昭和五十八年東京都条例第十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の項中「二、四〇〇円」を「二、〇八〇円」に改める。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

東京都海上公園条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第五十二号

東京都海上公園条例の一部を改正する条例

東京都海上公園条例(昭和五十年東京都条例第百七号)の一部を次のように改正する。第十四条第一項中「別表第四」を「別表第三」に、「を除く」を「に限る」に改める。第十四条の二第一項中「有料施設」を「有料公園、有料施設若しくは有料用具」に改め、同条中第六項を第七項とし、同条第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、第一項の利用料金の額から割引した額をもつて定期入場券を発行することができる。

第二十七条第二項中「有料施設」を「有料公園、有料施設若しくは有料用具」に改める。

第三十条の二第二項第一号中「有料公園等」を「有料公園、有料施設又は有料用具」に改める。

第三十条の四第三項中「別表第四」を「別表第三」に、「を除く」を「に限る」に、「別表第三」を「別表第三の」に、「額」を「額の」に改める。

別表第一海浜公園の部東京都立海の森公園の項の次に次のように加える。

東京都立有明親水海浜公園

東京都江東区有明一丁目 東雲二丁目

別表第一緑道公園の部東京都立京浜運河緑道公園の項位置の欄を次のように改める。

東京都品川区東品川五丁目

八潮一丁目 八潮五丁目

別表第一緑道公園の部東京都立有明北緑道公園の項の次に次のように加える。

東京都立晴海緑道公園

東京都中央区晴海四丁目 晴海五丁目

別表第三を次のように改める。
有料施設の利用料

種別	単	位	利用料
駐車場	一台一回(二時間以内)		六百元
海上公園係船施設	総トン数一トンにつき二十四時間までごとに		十三円四十銭
海上バス券売所	一平方メートルまでごとに一月		四百六十円

別表第四中二の項を四の項とし、同表一の部若洲海浜公園の項の次に次のように加える。

城南島海浜公園		単	位	利用料
キャンプ場	キャンプ場	一人一日		三百円
オートキャンプ場	オートキャンプ場	一区画一日		二千元
オートキャンプ場附帯設備	オートキャンプ場附帯設備	一式一日		五百円
辰巳の森海浜公園	ラグビー練習場	一回(二時間以内)		二万円

別表第四中一の項を二の項とし、同項の次に次のように加える。

三 有料用具の利用料金

名	称	単	位	利用料金
辰巳の森海浜公園	スポーツ用具	一人一式(二時間以内)		百五十円

付記

スポーツ用具とは、フリーテニス、パターゴルフその他の知事が定めるスポーツの用具をいう。

別表第四に一の項として次のように加える。

一 有料公園の利用料金

名	称	単	位	利用料金
東京港野鳥公園	入場料	一人一回		四百円

附則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当

該各号に定める日から施行する。

- 一 別表第一緑道公園の部東京都立京浜運河緑道公園の項位置の欄の改正規定 令和四年四月一日
- 二 別表第一海浜公園の部東京都立海の森公園の項の次に次のように加える改正規定 令和四年八月一日
- 三 別表第一緑道公園の部東京都立有明北緑道公園の項の次に次のように加える改正規定 令和四年十月一日

高圧ガス保安法関係手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第五十三号

高圧ガス保安法関係手数料条例の一部を改正する条例

高圧ガス保安法関係手数料条例(平成十二年東京都条例第七十九号)の一部を次のように改正する。

別表十四の項中「九千三百円」を「一万一千六百円」に、「八千八百円」を「一万一千百円」に、「八千七百元」を「一万三百円」に、「八千二百円」を「九千八百円」に改め、同表十五の項中「七千九百元」を「九千円」に、「七千四百円」を「八千五百円」に、「六千二百円」を「七千二百円」に、「五千七百元」を「六千七百元」に改める。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第五十四号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例(平成十二年東京都条例第八十号)の一部を次のように改正する。

別表七の項中「十一万円」を「九万八千円」に改め、同表九の項中「一万七千円」を「一万五千元」に改め、同表二十の項中「二万一千四百円」を「二万三千二百円」に、「二万九百元」を「二万二千七百元」に改める。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第五十五号

電気工事士法関係手数料条例の一部を改正する条例

電気工事士法関係手数料条例(平成十二年東京都条例第八十三号)の一部を次のように改正する。

別表三の項中「二千円」を「二千七百元」に改める。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

東京都河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第五十六号

東京都河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例

東京都河川流水占用料等徴収条例(平成十二年東京都条例第九十五号)の一部を次の

ように改正する。

別表二の項中「6288円」を「6338円」に改め、同表三の項中「二百八十五円」を「二百九十五円」に改める。

附則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

東京都霊園条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第五十七号

東京都霊園条例の一部を改正する条例

東京都霊園条例（平成五年東京都条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表第二中「二百八十三万九千円」を「二百八十九万三千円」に、「百八十一万円」を「百八十万九千円」に、「百七十万四千円」を「百六十八万三千円」に、「九十二万二千円」を「九十二万三千円」に、「八十七万五千円」を「八十七万六千円」に、「九十三万二千円」を「九十四万四千円」に、「二十一万一千円」を「二十一万八千円」に、「八十八万五千円」を「八十九万三千円」に、「二十九万九千円」を「三十万八千円」に、「百六十八万一千円」を「百六十八万二千円」に、「五十九万九千円」を「六十万円」に、「百六十一万一千円」を「百六十一万二千円」に、「九十六万三千円」を「八十七万四千円」に、「六十三万一千円」を「五十四万五千円」に、「六十四万八千円」を「六十二万八千円」に、「七万九千円」を「六万四千円」に、

十三万四千円	十二万五千円
九万四千円	八万七千円
九万一千円	八万八千円
十三万四千円	十三万円

を「十九万四千円」を「十九万一千円」に、

「三十五万九千円」を「三十一万五千円」に、「十五万四千円」を「十五万一千円」に、「千六百元」を「千四百円」に改める。

別表第三中「七百元」を「七百三十円」に、「九百四十円」を「九百二十円」に、「三千九十円」を「三千七十円」に、「五千四百四十円」を「五千百七十円」に改める。別表第四中「千七百元」を「千八百円」に改める。

附則

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際、この条例による改正前の東京都霊園条例の規定により、既に納付すべきものとされているこの条例の施行の日以後の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

東京都葬儀所条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第五十八号

東京都葬儀所条例の一部を改正する条例

東京都葬儀所条例（昭和二十一年東京都条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「八千四百四十円」を「八千二百十円」に、「九千七百六十円」を「九千八百五十円」に改める。

附則

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際、この条例による改正前の東京都葬儀所条例の規定により、既に納付すべきものとされているこの条例の施行の日以後の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第五十九号

警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例（平成九年東京都条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第十五条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前項第二号」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項第一号又は第二号に掲げる業務に日没時から日出時までの間に従事した場合の同項に規定する手当の額は、前項の規定にかかわらず、それぞれ同項第一号又は第二号に定める手当の額にその百分の五十に相当する額を超えない範囲内において人事委員会の承認を得て規則で定める額を加算して得た額とする。

附則第三項中「令和四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

附則第七項中「第十五条第三項」の下に「及び第四項」を加える。

附則

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。ただし、附則第三項の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に、この条例による改正前の警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例に規定する業務に従事したことにより支給することとなった特殊勤務手当で、施行日以後に支給するものについては、なお従前の例による。

3 この条例による改正後の警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、二暦日にわたる勤務にあつては、施行日以後に始まる勤務から適用し、施行日前から始まる勤務については、なお従前の例による。

東京消防庁職員定数条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第六十号

東京消防庁職員定数条例の一部を改正する条例

東京消防庁職員定数条例（昭和二十七年東京都条例第九十五号）の一部を次のように改正する。

第三項の表消防吏員の項中「一八、二三八人」を「一八、二三三人」に改め、同表消防吏員以外の消防職員の項中「四二三人」を「四二二人」に改め、同表計の項中「一八、六六一人」を「一八、六五五人」に改める。

附則に次の一項を加える。

4 令和四年四月一日から令和十五年三月三十一日までの間は、初任教養のため、消防学校に入校中の消防吏員のうち二百七十二人以内については、毎年度予算の範囲内で、定数外とすることができる。

附則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第六十一号

特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例（昭和四十一年東京都条例第八十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項ただし書を削る。

附則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

警視庁関係手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第六十二号

警視庁関係手数料条例の一部を改正する条例

警視庁関係手数料条例(平成十二年東京都条例第九十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「及び第十号」を、「第十号及び第十四号」に改める。

別表第一 一の項(五)の二中「第九十七条の二第二項第三号イ」の下に「若しくはロ」を加え、「千四百円」を「千四百五十円」に、「八百円」を「千二百円」に改め、同項中(五)を次のように改める。

(五) 法第九十七条の二第二項の規定に基づく講習	特定任意 高齢者講習手数料	運転免許に係る講習等に関する規則(平成六年国家公安委員会規則第四号)第一条に規定する基準により行われる講習 六千四百五十円(法第七十一条の五第三項に規定する普通自動車対応免許(以下「普通自動車対応免許」という。)以外の運転免許のみを受けようとし、又は現に受けている者及び道路交通法施行令(昭和三十五年政令第二百七十号)第三十四条の三第四項又は第三十七条の六の三に規定する基準に該当する者に対する講習については、二千九百円)	受講申込みのとき。
--------------------------	---------------	---	-----------

別表第一 九の項(七)中「千八百円」を「千六百円」に改める。

別表第二 一の部一の項中「昭和三十五年政令第二百七十号。」を削り、同部五の三の項中「第九十七条の二第二項第三号イ」の下に「若しくはロ」を加え、「七百五十円」を「千五百円」に改め、同項の次に次のように加える。

五の四 法第九十七条の二第二項第三号イ若しくはハ又は法第九十一条の四第三項の規定による	運転技能検査手数料	三千五百五十円	検査の申請のとき。
---	-----------	---------	-----------

る運転技能検査を受けようとする者

別表第二 一の部六の項中「第九十一条」の下に「又は法第九十一条の二第二項」を加え、「する者」を「するもの」に改め、同部十二の項中

小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習(法第九十七条の二第二項第三号イ又は第九十一条の四第二項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。)	五千五百円(当該認知機能検査の結果が道路交通法施行規則第三十九条に規定する基準に該当するものにあつては、七千九
--	---

普通自動車対応免許 六千四百五十

より認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）	百五十円
小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習（法第百一条の七第四項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）	二千二百五十円

を

許を受けている者（法第九十七条の二第二項第三号イ及びハに掲げる者並びに法第百一条の四第三項の規定の適用を受ける者を除く。）に対する講習	円
普通自動車対応免許を受けている者（法第九十七条の二第二項第三号イ若しくはハに掲げる者又は法第百一条の四第三項の規定の適用を受ける者に限る。）又は第一種運転免許若しくは第二種運転免許であつて普通自動車対応免許以外のもののみを受けている者に対する講習	二千九百円

に、

小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習（法第九十七条の二第二項第三号イ又は第百一条の四第二項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）	二千二百五十円（当該認知機能検査の結果が道路交通法施行規則第三十九条に規定する基準に該当するものにあつては、四千四百五十円）
小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習（法第百一条の七第四項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）	二千三百五十円

法第百八条の二第二項第十四号に掲げる講習	講習一時間に ついて二千円
----------------------	------------------

を

法第百八条の二第二項第十四号に掲げる講習	講習一時間に ついて二千二百五十円
法第百八条の二第二項第十五号に掲げる講習	講習一時間に ついて二千円

に改

め、同部十三の項中「又は第十三号」を「第十三号又は第十四号」に改める。

附則

この条例は、令和四年五月十三日から施行する。ただし、別表第一 九の項(七)の改正規定は、同年四月一日から施行する。

東京都議会委員会条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第六十三号

東京都議会委員会条例の一部を改正する条例

東京都議会委員会条例(昭和三十一年東京都条例第六十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「生活文化局、オリンピック・パラリンピック準備局」を「生活文化スポーツ局」に改める。

附則

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の東京都議会委員会条例の規定による常任委員会において審査中の事件については、この条例による改正後の東京都議会委員会条例の規定によりその事件を所管することとなる常任委員会にそれぞれ付議された事件とみなす。

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む) 三〇円

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

